

平成28年3月4日

株主及び登録株式質権者各位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
マルサンアイ株式会社
代表取締役社長 渡辺 邦 康

株式併合に関する公告

当社は、平成27年12月10日開催の第64回定時株主総会の決議に基づき、平成28年3月21日を効力発生日として株式併合及び単元株式数の変更を行いますので、会社法第181条の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

また、当社は平成28年3月21日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

記

株式併合の割合	当社普通株式について5株を1株に併合する
株式併合の効力発生日	平成28年3月21日
効力発生日における発行可能株式総数	8,000,000株

以上

(ご参考)

- 上記に伴い、平成28年3月21日をもって、名古屋証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されます。
- 株主各位におかれましては、一切の手続きは不要ですので、念のため申し添えます。